

第 5 章

計画の推進と進行管理

第5章 計画の推進と進行管理

1 推進体制の整備

地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉の関係機関との連携を強化し、総合的なサービスを効果的に提供するとともに、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組みます。

また、今後増加する高齢者及び認知症高齢者が、より健康で生き生きとした生活を送り続けるために、保健師、介護支援専門員等の専門職の確保に努めるとともに、認知症サポーター等の育成・研修を推進します。

2 計画の広報

本計画の内容や高齢者福祉事業などについて、対象となる高齢者をはじめとして、広く町民に周知するため、広報誌やホームページなど、さまざまな媒体を活用して、広報・PR活動に取り組みます。

また、地域の組織や各種団体等とも連携し、高齢者が施策や事業内容を十分に理解し、サービスを適正に利用できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。

3 計画の点検

高齢者福祉事業の円滑な実施、介護保険事業の適正な運営には、「計画の進行管理」が重要です。関係部署が連携して管理体制を構築し、計画の適正な運営に努めます。

介護保険事業特別会計など財政に関する事項、要介護認定、居宅サービス計画、不服申立て、相談窓口体制など事業に関する事項について、下図のPDCAサイクルを用いて、効果的な評価が実施される体制を構築します。

